

平成18年1月分

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
1	国家公務員給与実態調査プログラム修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸(東 京都千代田区霞が関1 - 2 - 1)	平成18年1月17日	沖電気工業(株) (港区芝浦4 - 1 0 - 1 6)	10,489,500	この既存システムは、沖電気(株)が開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保できることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
2	こんにゃく粉(精粉)の分別手法開発調査業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸(東 京都千代田区霞が関1 - 2 - 1)	平成18年1月18日	群馬県立産業技術セン ター (前橋市亀里町8 8 4 - 1)	2,100,000	群馬県の特産物であるこんにゃくを幅広く調査・研究しており、本業務を実施できる唯一の機関であることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
3	品種登録ホームページデータベースシステムプログラム修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸(東 京都千代田区霞が関1 - 2 - 1)	平成18年1月20日	(株)プラス・アル ファ (港区元赤坂1 - 2 - 7)	3,869,250	この既存システムは、(株)プラス・アルファが開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保できることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
4	総合食料局旅費システムプログラム修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸(東 京都千代田区霞が関1 - 2 - 1)	平成18年1月20日	富士通(株) (港区東新橋1 - 5 - 2)	3,899,501	この既存システムは、富士通(株)が開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保できることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
5	農林水産統計情報総合データベースプログラム修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸(東 京都千代田区霞が関1 - 2 - 1)	平成18年1月25日	(株)ティージー情報 ネットワーク (品川区東品川4 - 1 2 - 2)	7,665,000	この既存システムは、(株)ティージー情報ネットワークが開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保できることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
6	農林水産省認証局のCP/CPS準拠性監査業務の請負	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸(東 京都千代田区霞が関1 - 2 - 1)	平成18年1月26日	(株)インテック (江東区新砂1 - 3 - 3)	5,880,000	当初契約において一般競争入札により落札したものであり、セキュリティ上安全、かつ、的確に実施できる唯一の業者であることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
7	平成17年度食料・農業・農村の動向及び平成18年度食料・農業・農村施策の編集等支援業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸(東 京都千代田区霞が関1 - 2 - 1)	平成18年1月27日	独立行政法人国立印刷 局 (東京都港区虎ノ 門2 - 4)	4,498,305	企画案を公告により募集し、審査の結果、契約相手方の提案内容が当省の期待する最も優秀なものと選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
8	平成17年度海外研修員用DVD編集業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月30日	(社)農林放送事業団 (東京都港区赤坂1-9-13)	2,300,000	企画案を公告により募集し、審査の結果、契約相手方の提案内容が当省の期待する最も優秀なものと選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
9	農林水産六法	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月30日	東京官書普及(株)	3,252,480	当該図書について出版元から販売を委託されている者であり、有利な価格をもって契約することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
10	HCFিনিಷьяርシステム一式	契約担当官 農林水産研修所 食料消費技術研修館長 小川恒昭(東京都江東区塩浜1-4-46)	平成17年12月22日	理想科学工業株式会社 官公庁営業部 (東京都港区芝浦2-12-16)	1,209,600	賃貸借契約の機器に付随する機器で、他社の機器では互換性がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
11	平成17年度農林水産業・食品産業におけるアスベスト使用実態調査分析委託事業(アスベスト含有製品等調査及び分析等)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月27日	日本エヌ・ユー・エス(株)(東京都港区海岸3-9-15)	3,700,000	本事業は、農林水産省が実施した調査等により、多様な業務用機器にアスベストの利用が確認されたことを踏まえ、所管産業等への影響等を緊急に把握する必要があることから、その基礎資料として業務用のアスベスト製品の過去から現在までの各製品毎の使用実態(使用量等)等の把握や関連情報との分析を実施するものである。 本事業を的確かつ円滑に実施するためには、アスベスト等の有害物質について、科学的な知見が豊富であること、収集能力及び整理・検討能力が優れていること、行政基礎資料の作成の経験を有しその能力が優れていること、法規制等の社会的な関連情報を踏まえた総合的なコンサルティング能力に優れていることが必要であり、これらの条件を全て満たし、限られた期間において、アスベスト製品の過去から現在までの各製品毎の使用実態(使用量等)等の把握や関連情報との分析を実施をする業務に精通し、計画・実行することが可能である機関は、日本エヌ・ユー・エス株式会社のみであり、本事業を達成できるのは、同社以外考えられないため、会計法第29条の3第4項により随意契約を行うものである。	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
12	高病原性鳥インフルエンザ防疫緊急総合対策事業	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月16日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	23,000,000	<p>世界で東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザの発生が拡大し、新型インフルエンザの発生が懸念される中、我が国において高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延防止対策の一層の徹底が急務となっており、国内におけるサーベイランス及び発生時等に備えた検査体制の強化を行う必要が生じていることから、これに必要な資材の製造について緊急的に委託するものであり、</p> <p>(1)サーベイランス及び発生時等の検査における高病原性鳥インフルエンザの診断は、最初に寒天ゲル内沈降反応(以下、「ゲル沈」という。)による検査を行い、あらゆるタイプのA型鳥インフルエンザウイルスに対する抗体を検出することが重要であることから、ゲル沈検査に用いる資材(抗原及び陽性血清)を緊急に備蓄する必要が生じているところである。</p> <p>(2)このため、ゲル沈検査に用いる資材の必要備蓄量を緊急に製造できる実績と知見があり、ゲル沈検査に用いる資材の製造時にウイルス接種等により病原体を扱うため、病原体を適切に取り扱える設備や施設を有し、高病原性鳥インフルエンザ等鳥のウイルス性の疾病に対して十分な知見を有し、病原体を適切に取り扱える技術者及び監督者を確保できる機関に製造を委託する必要があるが、我が国においては、これまで全国の家畜保健衛生所で用いられるゲル沈検査資材の全てについての製造実績があるのは、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所だけであり、政府のリファレンス研究所として多岐にわたる病原体についての検査及び試験研究に対応できる高い技術、施設及び豊富な知識を併せて有しており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
13	平成17年度農村生活環境整備におけるPFI実施マニュアル策定調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月10日	株式会社 三菱総合研究所 (東京都千代田区大手町2-3-6)	13,137,600	<p>本委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社三菱総合研究所が選定されており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
14	平成17年度「水と食と農に関する国際会議」開催委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月27日	財団法人 日本水土総合研究所 (東京都港区虎ノ門1-21-17虎ノ門NNビル)	9,203,000	<p>本事業の目的は、平成18年3月にメキシコにおいて開催される第4回世界水フォーラムにおいて、食料生産と農村開発に果たす農業用水の役割や多面的機能に関する国際理解を醸成するため、当省の主催で開催される予定である「水と食と農に関する国際会議」の円滑な運営を図るものである。</p> <p>また、第4回世界水フォーラムで我が国を含むアジアモンスーン地域における農業用水の役割や多面的機能の重要性を効果的に主張するための技術的なレポートを作成するものである。</p> <p>本事業を遂行するに当たっては、国際会議の運営に係る豊富な経験やノウハウを有していることが不可欠である。さらに、当該会議を開催するには、国際的な水議論、諸外国における農業利水の実態及び水利行政、アジアモンスーン地域における水田農業の特性等について熟知していることが求められ、これらの経験・知識を有する専門機関に委ねることが不可欠である。</p> <p>今回の随意契約の相手先である(財)日本水土総合研究所は、世界水フォーラムの実施母体である世界水会議へ職員を理事として派遣(農業用水関係では唯一の理事)しており、水フォーラムに関する適切な情報入手、効果的な会議運営及び情報発信が可能であると同時に、国際かんがい排水委員会の日本事務局を兼任していることから、本事業の遂行に必要な専門家を有している。</p> <p>また、第3回世界水フォーラムにおいて、当省主催の非公式閣僚会議である「水と食と農」大臣会議の開催に係る「平成14年度 第3回世界水フォーラム非公式閣僚会議等委託事業」の受託団体であり、各国の閣僚級高官を招待して開催された非公式閣僚会議準備会合・本会合の準備・運営を円滑に行った実績がある。</p> <p>さらに、アジアモンスーン地域における水田農業及び国際水議論に関する各種業務の実績や、国際かんがい排水委員会及び国際水田・水環境ネットワーク(INWEPF)等の国際水会議での報告書の作成及び会議運営に関する豊富なノウハウを有している。</p> <p>これらの会議運営・海外の専門家との情報交換・資料収集等のノウハウを本委託事業において活用することが必要である。</p> <p>以上のことから、本事業に求められる成果を達成できるのは、(財)日本水土総合研究所以外にないため。(会計法第29条の3第4項)</p>	
15	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 村上 秀徳 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月25日	(独)森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	6,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
16	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 村上 秀徳 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月26日	(株)富士経済(東京都中央区日本橋小伝馬町2-5)	5,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
17	電子入札システム有資格者情報改造業務	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月27日	日本電気株式会社(東京都港区芝5丁目7-1)	6,300,000	この業務については、現行システムの構築に携わり共同利用している他局の状態も熟知しており、限られた期間内での整合性・互換性のとれた改造ができるのは右業者以外になく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
18	平成17年度漁場環境の化学物質リスク対策推進委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年1月31日	独立行政法人 水産大学校 (山口県下関市永田本町2-7-1)	4,200,000	<p>本事業の実施に当たっては、各種ヒ素化合物の機能性等に関する知見はもちろんのこと、海生生物試料の取扱いに関する知識及びそれらに含まれる微量の各種ヒ素化合物を個別かつ高精度に分析するための技術が必要不可欠である。</p> <p>独立行政法人水産大学校は、これまでも水産に関する幅広い研究を行ってきた団体であり、水産動植物に関する豊富な研究実績を持つことから、水産生物試料の取扱いに習熟しているのみならず、漁場環境の改善、保全に必要な技術の集積という観点から事業を実施することができる。本事業に係る研究としては、海洋生態系におけるヒ素化合物の物質循環に関する研究を以前より行っており、アルセノベタイン等の水溶性ヒ素化合物が海産生物中に遍在することを見出している。また、研究の遅れている脂溶性ヒ素についても、数種類の脂溶性ヒ素化合物が生物中に特異的な分布パターンを示すことを見出すなど、ヒ素化合物に関する豊富な知見と実績を持っている。さらに、各種ヒ素化合物の高精度の分析を行うためのノウハウを研究しており、無機ヒ素に加えて脂溶性ヒ素化合物をこれまで以上に精緻に定量分析することができるのは独立行政法人水産大学校のみである。</p> <p>以上のようなヒ素化合物に関する豊富な知見及び実績並びに分析技術をあわせ持つ団体は、独立行政法人水産大学校をおいて他にない。</p> <p>従って、本事業に必要なノウハウを有し、本事業を効果的・効率的に実施できる唯一の団体である独立行政法人水産大学校と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものとした。</p>	

備考

- (1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。